

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	区民の持込み食品に係る放射性物質検査業務の実施について
--------	-----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：地域文化部消費者支援等担当課消費生活係）

事業の概要

事業名	区民の持込み食品に係る放射性物質検査業務
担当課	消費者支援等担当課
目的	放射能の不安に対する消費者の不安解消に資する自治体支援策として消費者庁及び独立行政法人国民生活センターから貸与された放射性物質測定機器（以下「測定機器」という。）を活用し、区民の持込み食品に係る放射性物質検査を行い、区民の食の安全を推進する。
対象者	区民（区内に住所を有する者（事業者、在勤者は除く。））
事業内容	<p>（事業概要）</p> <p>本事業は、測定機器の活用の一環として実施するものである。</p> <p>区は、以前より消費者行政の推進において協力関係にある新宿区消費者団体連絡会（以下「消団連」という。）とともに、測定機器の活用について、消費者講座の実施や消団連の研究活動費用の一部助成などにより、「協働」で推進して行く方針である。</p> <p>本事業についても、消団連との間で、業務委託契約ではなく、協定書を締結した上で、「協働」の一環として実施することとする。具体的には、本事業に基づく検査業務については消団連の各会員が行い、区は、当該検査の予約受付、結果通知等を行うこととする。</p> <p>なお、本事業は、既に本年10月1日から開始しているが、本事業に基づく検査の依頼書（以下「依頼書」という。）に係る依頼者の個人情報消団連の各会員が確認することについては、当該依頼者本人の同意を書面で得た上でやっている。</p> <p>（実施方法）</p> <p>（1）区民からの電話予約</p> <p style="padding-left: 2em;">本年10月1日から消費者支援等担当課で受け付けている。</p> <p>（2）検査の実施</p> <p style="padding-left: 2em;">本年10月10日より、毎週月・水曜日に新宿消費生活センター分館で実施している。上記依頼者が持ち込んだ食品、依頼書の内容の確認、容器への充填等前処理、検査機器の操作等を消団連の各会員が行う。</p> <p>（規模）</p> <p style="padding-left: 2em;">約80人（想定値）</p>

件名 区民の持込み食品に係る放射性物質検査業務の実施について

保有課(担当課)	消費者支援等担当課
登録業務の名称	区民の持込み食品に係る放射性物質検査業務
委託先	新宿区消費者団体連絡会
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【依頼書に記載された依頼者に係る情報項目】 住所、氏名、郵便番号、電話番号、持ち込んだ食品の種類、購入元、購入日、産地のデータ
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	測定機器による検査業務は、消団連との間で、協定書を締結した上で、「協働」の一環として実施することとする。具体的には、本事業に基づく検査業務については、消団連の各会員が行い、区は、当該検査の予約受付、結果通知等を行うこととする。
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 本事業に基づく検査の依頼書及び検体の確認 2 上記1の検体の容器への充填等の前処理 3 本事業に基づく測定機器による測定(測定結果の出力を含む。) 4 上記2の容器の洗浄等の後処理
委託の開始時期及び期限	平成24年10月10日から平成25年3月31日まで(以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	協定書の締結にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	協定書に秘密漏えい防止に係る監督義務の条項を設ける。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。